

報道発表資料の配付日時 11月9日（月）17時00分

| | | | |
|------------------|--|------|--|
| 発表項目 (行事名) | 第2回北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会の開催について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>北海道が、次期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の作成に当たり、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体等からなる委員より幅広く意見を聴取するため、検討協議会を開催する。</p> <p>1 開催日時 令和2年11月13日（金）19：00～20：00</p> <p>2 場所 北海道自治労会館 TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 5階 はまなす (札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館)</p> <p>3 出席者 (1) 検討協議会委員 大友芳恵委員（北海道医療大学教授） 外16名（うち9名Web参加） (2) 北海道 保健福祉部高齢者支援局長 外</p> <p>4 予定議事 (1) 第8期計画〔素案〕（案）について ほか</p> | | |
| 参考 | <p>「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」は、3年を1期として作成しており、本年度、第8期計画（令和3～5年度）に係る検討を行う。</p> | | |

| | | | |
|-----------------|---|--|--|
| 報道（取材）に当たってのお願い | 当協議会は、「附属機関等の設置及び運営に関する基準」に基づき、別添傍聴要領により、一般道民の傍聴席を用意していますが、現下の状況を踏まえ、来場者の方が十分に距離をとれる定員とすること、各法人様等1名までとすることとします。 また、来場される場合はマスクの着用等感染症対策に御協力願います。 | | |
| 他のクラブとの関係 | 同時配付（場所） | | |
| | 同時レク | | |

| | | | |
|--------------|---|--|--|
| 担当者 (連絡先) | 保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課 担当者 課長補佐 山谷 tel 011-204-5271（ダイヤルイン）内線25-653 | | |
|--------------|---|--|--|

北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会構成員候名簿

(敬称省略)

| 区分 | 所属等 | 氏名 |
|-----------------|-----------------------------|--------|
| 学識経験者 | 北海道医療大学看護福祉学部 教授 | 大友 芳恵 |
| | 一般社団法人 北海道医師会 副会長 | 藤原 秀俊 |
| | 一般社団法人 北海道歯科医師会 副会長 | 西 隆一 |
| | 一般社団法人 北海道薬剤師会 副会長 | 齊藤 晃雄 |
| 保健・医療関係団体 | 公益社団法人 北海道看護協会 常務理事 | 山本 純子 |
| | 一般社団法人 北海道老人保健施設協議会 会長 | 星野 豊 |
| | 一般社団法人 北海道リハビリテーション専門職協会 会長 | 太田 誠 |
| | 特定非営利活動法人 北海道病院協会 常務理事 | 徳田 穎久 |
| 福祉関係団体 | 北海道老人福祉施設協議会 副会長 | 山本 進 |
| | 一般社団法人 北海道介護支援専門員協会 会長 | 村山 文彦 |
| | 北海道ホームヘルプサービス協議会 副会長 | 七戸 キヨ子 |
| | 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 事務局次長 | 亀川 義信 |
| その他 関係 団体 | 一般社団法人 北海道老人クラブ連合会 事務局長 | 坂井 信 |
| | 北海道認知症の人を支える家族の会 会長 | 中田 妙子 |
| 2号被保険者 | 日本労働組合総連合会北海道連合会 総合政策局長 | 坪田 伸一 |
| 保険者 | 北海道市長会（江別市長） | 三好 昇 |
| | 北海道町村会（本別町長） | 高橋 正夫 |

北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 老人福祉法第20条の9に基づく北海道高齢者保健福祉計画及び介護保険法第118条に基づく北海道介護保険事業支援計画の作成に当たって、広く関係者の意見を計画に反映させるため、北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は17名以内で構成する。

2 構成員は学識経験者、保健医療関係団体、福祉関係団体及びその他関係団体のうちから知事が決定する。

3 協議会に構成員の互選により座長及び副座長を置く。

(運営)

第3条 協議会は、保健福祉部少子高齢化対策監が招集する。

2 会議は、座長が主宰する。

3 座長に事故あるとき又は座長が不在若しくは欠けるときは、副座長がその職務を代行する。

4 協議会は必要に応じ関係職員を出席させて、その意見を求めることができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課において行う。

附 則

この要綱は、平成10年5月15日から施行する。

改正後の要綱は、平成11年3月29日から施行する。

改正後の要綱は、平成20年4月24日から施行する。

改正後の要綱は、平成26年4月24日から施行する。

改正後の要綱は、平成29年4月20日から施行する。

北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

(1) 受付

北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会（以下「協議会」という。）の傍聴を希望される方は、協議会の開催予定時刻までに、受付で住所・氏名を記入し、協議会の開催時刻までに、受付で氏名・住所記入し、協議会の座長等の許可を得た上で、係員の指示に従って入室してください。

(2) 定員

傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴する場合の留意事項

傍聴される方は、次の事項を守ってください。

- (1) 協議会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 協議会において、飲食及び喫煙はできません。
- (3) 協議会において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、協議会の座長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他協議会開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 協議会の秩序の維持

- (1) 上記2の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。

不明な点などがありましたら、係員にお聞き願います。

- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は注意し、なお、これに従っていただけない場合は、退場していただく場合があります。